

## 仕 様 説 明 書

1. 件 名 関東運輸局管内自家用自動車有償貸渡賃貸借
2. 仕 様 書 別紙のとおり
3. 仕様説明に対する  
質問書提出期限 令和7年2月13日(木) 12時00分
4. 同上提出及び  
回答場所 神奈川県横浜市中区北仲通5-57  
横浜第2合同庁舎17階  
関東運輸局総務部会計課  
電 話 045-211-7207  
E-mail ktt-choudo@gxb.mlit.go.jp
5. 回 答 日 時 令和7年2月17日(月) 12時00分

# 仕 様 書

## 1. 件名

関東運輸局管内自家用自動車有償貸渡賃貸借

## 2. 貸渡車種及び年間予定数量

車種	数量 (回)	走行距離 (Km)	備考
軽自動車	40	2,400	
排気量～1,500ccクラスの乗用車	500	30,000	
排気量 2,000cc程度の乗用車	5	300	
排気量 2,000cc以下の7～10人乗り ワンボックスタイプ乗用車	40	2,400	
排気量 2,000ccを超える7～10人乗り ワンボックスタイプ乗用車	10	600	
積載量 1,000kg程度 ワンボックスタイプバン	10	600	

(その他)

乗捨及びスタッドレスタイヤ予定数量

発地	着地	回数(回)
東京都23区	東京都23区	5
立川市	東京都23区	5
さいたま市	東京都23区	5
柏市	千葉市	1
小田原市	平塚市	1
成田市	成田市	5

冬季用品	回数(回)
スタッドレスタイヤ	15

※上記は予定であり年間数量を担保するものではない。

また、乗捨の発地及び着地についても上記に限定するものではない。

※入札価格の算出にあたり、以下の点に留意すること。

①燃料費については全てガソリン車を使用する前提とし、ガソリン代についてはレギュラーにて算出すること。

②乗捨料金については発地～着地間にある各営業所のうち、最も短い距離にある営業所を使用する前提で算出して差支えない。

## 3. 貸渡場所及び借上時間

### ア. 貸渡場所

受注者の各営業所

なお、受注者の2営業日前までに予約を行い、返却場所は受注者の各営業所とすること。

### イ. 借上時間

12時間を基本とする。

ただし、6時間及び24時間を別に、また超過時間1時間単位を併せて設定する。

なお、予定貸渡時間は予約時に設定することとし、超過時間に係る加算は予約時設定時間経過後より発生する。

#### 4. 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

#### 5. 仕様

##### ア. 貸渡自動車

2. により車種を指定し、発注者より依頼のあった車種を請負事業者は提供すること。

ただし、請負事業者営業所に依頼に該当する車種を保有せず、又は突発的な理由により貸渡不可能な場合は、依頼のあった車種以上の車種を依頼車種の貸渡料金にて提供すること。

##### イ. 貸渡時間及び料金

i) 2. の車種及び3. イ. の時間による料金をそれぞれ設定すること。

ii) 乗捨料金を別途設定すること。

iii) 冬季において、凍結・積雪等により別途スタッドレスタイヤ及びタイヤチェーンを特に指示する場合であって追加料金が発生する場合は別途設定すること。

iv) カーナビゲーションは原則標準装備とし、貸渡料金に含まれるものとする。

なお、標準装備されていない車種はポータブルでも可とする。ただし、追加料金は発生しない。

##### ウ. 賠償及び補償

i) 貸渡自動車に対し、自動車損害賠償責任保険及び以下の条件を満たす任意保険を請負事業者の負担で付保すること。

対人補償 無制限(1名あたり)

対物補償 無制限(1事故あたり)

車両補償 時価額(1事故あたり)

人身傷害補償 3,000万円まで(1名あたり)

ii) 事故負担金(休業補償・ノン・オペレーション・チャージ)は契約金額に含むこと。

iii) 事故等により損害が発生した場合は、原則 i) により補填すること。ただし、発注者が、当該事故の原因及び内容から国家賠償法を適用すべきと判断した場合はこの限りでない。

##### エ. 貸渡料金以外の負担

発注者が使用した車両に係る燃料費は、請負事業者が補給することとし、車種別に走行距離1kmあたりの単価を設定すること。なお、契約期間内において、経済産業省資源エネルギー庁公表の「石油製品価格調査1. 給油所小売価格調査」中、「石油製品小売市況調査」の関東地域のハイオク及びレギュラーの現金価格(消費税込み)において、第1週価格と第2週価格の平均価格が現契約単価の価格に対し1リットル当たり3円以上上下動した場合においては、発注者及び請負事業者間で協議し、翌月より単価を変更できるものとする。

##### オ. 請負事業者営業所

以下の駅又は隣接する駅の周囲 2km 以内に貸渡可能な営業所があること。

茨城県 (水戸、土浦)

栃木県 (宇都宮、那須塩原、小山)

群馬県 (高崎)

千葉県 (千葉、成田空港、柏、船橋、木更津)

埼玉県 (大宮、越谷、川越、熊谷)

東京都 (品川、綾瀬、新小岩、赤羽、町田、蒲田、立川、八王子)

神奈川県 (横浜、大和、桜木町、藤沢、横須賀中央、小田原、平塚)

山梨県 (甲府)

#### 6. 貸渡前後の確認

ア. 請負事業者は、貸渡約款で定めた所定の貸渡証を交付し、発注者の運転者にこれを携行するよう指示しなければならない。

イ. 請負事業者と発注者双方により使用車種、使用日時、使用前の走行距離計を確認のうえ貸渡を行い、使用後は同様に双方により走行距離計及び実走行距離を確認し、使用に係る前述の把握できる書面等を発行すること。

## 7. 履行検査

発注者は毎月末の履行完了後、検査職員により検査を行う。

## 8. 請求及び支払

ア. 請負事業者は、各月経過後取りまとめて関東運輸局に請求する。また、請求にあつては各貸渡場所別に明細を作成すること。なお、貸渡別に計算を行い、消費税等の端数は切り捨てること。

イ. 発注者は請負事業者より適法な請求書を受領した日から30日以内に請求額を支払う。

## 9. その他

契約各料金について、契約締結後予期することが出来ない天災地変等の事由発生により契約料金が著しく不当となった場合は、双方協議のうえ変更することができる。

また、本仕様書に記載のない事項で疑義が生じた場合は、双方協議のうえ決定する。